

## 静岡県公立大学法人キャンパスの名称等を定める規程

平成 27 年 4 月 1 日 規程第 169 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人が設置する静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学のキャンパス（以下「キャンパス」という。）の名称及び所在地について定めるものとする。

(名称)

第 2 条 キャンパスの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
草薙キャンパス	静岡県静岡市駿河区谷田
小鹿キャンパス	静岡県静岡市駿河区小鹿

(委任)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、キャンパスの名称及び所在地に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(静岡県立大学附属図書館規則の一部改正)

第 2 条 静岡県立大学附属図書館規則の一部を次のように改正する。

第 3 条中「谷田図書館」を「草薙図書館」に改める。

(静岡県公立大学法人施設管理規則の一部改正)

第 3 条 静岡県公立大学法人施設管理規則の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 3 条関係）中「谷田キャンパス看護学部棟」を「草薙キャンパス看護学部棟」に改める。

(静岡県公立大学法人防火管理規則の一部改正)

第 4 条 静岡県公立大学法人防火管理規則の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 6 条中「谷田キャンパス」を「草薙キャンパス」に改める。

(静岡県立大学附属図書館利用規程の一部改正)

第 5 条 静岡県立大学附属図書館利用規程の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「谷田図書館」を「草薙図書館」に改める。

(静岡県立大学ハラスメントの相談に関する規程の一部改正)

第6条 静岡県立大学ハラスメントの相談に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号、第10号及び第13号中「谷田キャンパス健康支援センター」を「草薙キャンパス健康支援センター」に改める。